

北海道胆振東部地震から3年を迎えるにあたり

総務課 総務人事グループ ☎ 27-2322

慰霊碑除幕式、追悼式、黙とう、メッセージ放送を行います。また、献花台を設置します。

慰霊碑除幕式

日時▶9月5日(日) 10時(遺族・一部来賓のみ)
場所▶つたえり公園(京町37)

北海道胆振東部地震厚真町追悼式

日時▶9月5日(日)
式典:11時~12時(遺族・一部来賓のみ)
自由献花:12時~15時

場所▶総合福祉センター1階大集会室

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、式典はご遺族および一部のご来賓のご参列のもと開催させていただきますが、午後からは自由献花となります。
- 香典、供物などをご遠慮ください。
- 献花用の花は、会場に用意します。
- マスク着用を含め咳エチケットのご協力をお願いします。
- 体調不良や風邪症状がある方は来場をお控えください。

黙とう

日時▶9月6日(月) 正午から1分間
・消防サイレンに合わせ黙とうをお願いします。
・火災と間違えないようにお願いします。

町長メッセージ放送

防災行政無線
日時▶9月6日(月) 12時20分(再放送…同日20時)

献花台の設置

- ①役場本庁舎玄関(京町120) ※常設しています
- ②吉野地区(吉野生活会館跡地:吉野19-1)
設置期間 8月14日(土)~8月16日(月) 終日
9月4日(土)~9月6日(月) 終日
- ・供物はカラスやクマなどの野生動物のエサとなりますので、必ずお持ち帰りください。
- ・交通事故に十分注意してください。

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

高校生の通学費等助成

町外の高校に通学する生徒の保護者に対して、通学費などの一部を助成します。

●対象

町外の高校(高等専門学校は1~3年生)へ通学または下宿などを行っている生徒の保護者
※町内在住の保護者に限る

●助成内容

月額5,000円×5カ月分を子育て支援ポイントとして還元

●対象期間

令和3年4月~令和3年9月分
(長期休暇1カ月分を除く)

●受付に必要なもの

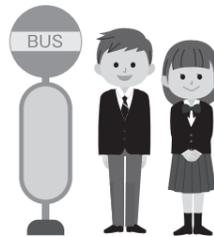
在学証明書(発行日から2カ月以内)
あつまるカード、印鑑

●受付期間

10月29日(金)まで

●提出先

住民課 子育て支援グループ
または上厚真支所



安平・厚真行政事務組合舗装工事

じん芥処理場内の舗装工事を9月30日(木)まで行います。

工事に伴い、自己搬入時は係員の指示に従いゆっくりと前進していただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

安平・厚真行政事務組合 ☎ 22-3151
住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

4月1日付



住民課 税務グループ 主任
伊東 睦美 (37歳)

町民の皆さんのお役に立てるよう努めていきたいと思っております。よろしくお願い致します。



住民課 健康推進グループ 主事
堀井 菜々恵 (24歳)

笑顔を絶やさず、厚真町の皆さまの健康や子育てを支えていけるよう努めていきます。



建設課 土木グループ 主査
(北海道から派遣)
寺嶋 真一 (60歳)

厚真町の復旧・復興に向けて、精一杯頑張ります。宜しくお願いいたします。



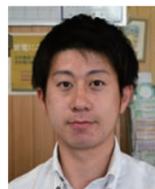
教育委員会 生涯学習課 参事
作田 和彦 (49歳)

厚真町のすべての子どもたちのために、精一杯頑張ります。よろしくお願い致します。



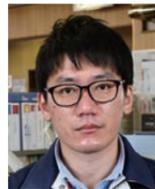
住民課 子育て支援グループ 主事
齋藤 ひなの (20歳)

子どもたちと毎日笑って過ごせるよう、日々努力して参ります。よろしくお願い致します。



産業経済課 農業グループ 主事
三上 勇 (25歳)

町民の方々のお役に立てるよう日々精進していきますので、よろしくお願い致します。



建設課 土木グループ 主任
(北海道から派遣)
稲森 勝大 (35歳)

厚真町復興のお役に立てるよう頑張ります。よろしくお願い致します。

役場の新しい顔

4月から7月にかけて着任した職員を紹介します。

よろしくお祈りします!



5月1日付



産業経済課 経済グループ 主任
澤井 順英 (34歳)

人とのつながりを大切にして、頼りがいのある職員になれるよう頑張つて参ります。

7月1日付



まちづくり推進課 企画調整グループ 主任
矢代 直樹 (36歳)

一日でも早く皆さんのお力になれるよう頑張ります。どうぞよろしくお願い致します。



住民課 子育て支援グループ 主任
中塚 和美 (41歳)

子どもたちの主体性を大切にする共々厚真町の皆さんに貢献出来るよう頑張ります。



住民課 税務グループ 主事
打田 奈央 (22歳)

初めまして。厚真町が笑顔あふれる町になるよう頑張りますのでよろしくお願い致します。

トラクターやフォークリフトなどをお持ちの方へ

住民課 税務グループ ☎ 26-7871
(総合ケアセンターゆくり内)

公道を走らないトラクターやフォークリフトなども課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

公道を走らない場合(田畑や敷地内でしか使用しない)でも、小型特殊自動車は軽自動車税の課税対象です。該当する車両を所有している場合は、軽自動車税の申告をして課税標識の交付を受けてください。

小型特殊自動車の課税標識(ナンバープレート)は、軽自動車税の課税物件であることを表す標識です。課税標識(ナンバープレート)の交付を受けていても、道路運送車両法の保安基準を満たしていなければ公道を走ることはできません。

農耕用作業機	その他(農耕用以外)
トラクター、コンバイン 田植機、農業散布車など	フォークリフト ショベルローダーなど
	
最高速度35km/h未満 車体のサイズ制限なし 排気量の制限なし	最高速度15km/h以下 長さ4.7m、幅1.7m、高さ2.8m以下 排気量制限なし

※表の条件に該当しないもので事業に使用しているものは「固定資産税(償却資産)」の申告の対象となります。

課税標識(ナンバープレート)の交付(申告)の際に必要なもの

・販売証明書または譲渡証明書 ・印鑑 ・車両の情報(所有者と使用者の住所と氏名、車名(メーカー名)、車体番号、排気量)

よくある質問

<p>Q1. 公道を走らないから、ナンバープレートをつける必要はないのでは？</p> <p>A1. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。公道走行とは無関係です。</p>	<p>Q4. 車両を買い換えたので、そのままナンバープレートをつけ替えてよいのか？</p> <p>A4. 車両を買い換えたときは、課税標識(ナンバープレート)も変える必要があります。前の車両の課税標識を返納し「廃車」申告手続きをするとともに、新しい車両の「登録」申告手続きをしてください。</p>
<p>Q2. 取得した際にナンバープレートをつける必要はないといわれたが？</p> <p>A2. 小型特殊自動車は、所有していることで軽自動車税が課税されます。該当する車両を取得、または現在、未申告の車両を所有している場合は、速やかに軽自動車税の申告をして課税標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。不申告の場合は「料料(10万円以下)」が科せられます。</p>	<p>Q5. 現在、使用していないのでナンバープレートを返したいのだが？</p> <p>A5. 小型特殊自動車は、使用していない場合でも、所有していることで軽自動車税が課税されます。車両を廃棄、譲渡した場合に課税標識(ナンバープレート)を返却してください。</p>
<p>Q3. 対象になる車両は？</p> <p>A3. 農耕用の小型特殊自動車は、トラクター・コンバイン・田植機・農業用薬剤散布車などで、乗用装置のあるものが対象です。農耕用以外の小型特殊自動車は、フォークリフト・ショベルローダー・タイヤローラーなどが対象です。</p>	<p>Q6. 手数料を払うので希望ナンバーを交付してほしい。</p> <p>A6. 課税標識(ナンバープレート)の管理の都合上、希望ナンバーには対応できませんのでご了承ください。</p>

救急の日 普通救命講習会

消防署厚真支署 ☎ 26-7119

大切な人を救うため、受講してみませんか？

<p>●日時 9月12日(日) 13時30分~16時30分</p>	<p>●対象者 高校生以上の方・再講習の方</p>
<p>●場所 消防署厚真支署会議室 (錦町47-2)</p>	<p>●持ち物 筆記用具、印鑑 ※再講習の方は、普通救命講習修了証をお持ちください。</p>
<p>●内容 普通救命講習(応急手当の基礎知識、AEDを用いた心肺蘇生法、止血法、その他応急手当)</p>	<p>●申し込み 9月10日(金)まで</p>

宅地分譲のお知らせ

まちづくり推進課 復興推進グループ ☎ 27-3179
建設課 都市計画グループ ☎ 27-2451

本郷(1区画)、新町(2区画)、上厚真(2区画)の住宅用地を分譲します。

	所在地	m ²	坪	分譲価格
①	本郷248番2	350.00	105.87	2,170,000円
②	新町465番2	287.00	86.81	1,951,000円
③	新町466番1	242.00	73.20	1,645,000円
④	上厚真539番1	331.19	100.18	2,384,000円
⑤	上厚真540番	363.82	110.05	2,619,000円

●受付開始・申込先
8月16日(月)から 電話で都市計画グループへ

●対象
5年以内に建築を予定されている方

●第1期受付期限
9月17日(金)まで
※第1期受付期限までは、先着順ではありません。
複数の申し込みがあった場合は抽選します。
※第1期受付期限後は、先着順で分譲します。

※②と③は、概算面積および予定価格です



児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届

住民課 子育て支援グループ ☎ 26-7872
(総合ケアセンターゆくり内)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給のためには現況届の提出が必要です。

児童扶養手当の現況届	特別児童扶養手当の所得状況届
<p>●児童扶養手当とは 父母の離婚、死亡、未婚などにより父(母)と生計をともにしていない18歳以下(誕生日以降の最初の3月31日まで)の児童を養育している母子家庭(父子家庭)に支給される手当</p> <p>●提出期限 8月31日(火)</p> <p>●提出に必要なもの ①現況届 ②印鑑 ③児童扶養手当証書 ④養育費等に関する申告書 ⑤同居扶養義務者に関する調書 ⑥同意書 ⑦一部支給適用除外事由届出書(一部支給停止措置の対象になる方のみ) ※この他にも書類の提出が必要となる場合があります</p> <p>●提出先(現況届・所得状況届) 住民課 子育て支援グループまたは上厚真支所</p>	<p>●特別児童扶養手当とは 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当</p> <p>●提出期限 9月13日(月)まで</p> <p>●提出に必要なもの ①所得状況届 ②印鑑 ③特別児童扶養手当証書 ④同意書 ⑤別居監護申立書(対象児童と別居している場合)</p>

受給者世帯の所得の状況や児童の養育の状況を確認するために必要なものです。提出がない場合は、11月分以降の児童扶養手当、8月分以降の特別児童扶養手当の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。